

# 看護小規模多機能えんじゅ サービス料金表

令和8年6月1日改定

## ◎介護保険給付に伴うサービス利用料金

介護保険の給付対象となるサービス(非課税)						
利用者の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。法定代理受領サービスであるときは、加西市から毎年発行される介護負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された負担割合(1～3割)に応じた額の支払いを受けるものとします。 加西市の場合は、1単位＝10円換算となります。						
◎看護小規模多機能型 居宅介護費 (1ヶ月あたり)	通い・訪問・宿泊の1ヶ月単位の包括費用(定額)となります。 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただく。(サービスの利用金額は、利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります)					
	(月額料金)	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
	要介護1	12,447 単位	12,447 円	24,894 円	37,341 円	
	要介護2	17,415 単位	17,415 円	34,830 円	52,245 円	
	要介護3	24,481 単位	24,481 円	48,962 円	73,443 円	
	要介護4	27,766 単位	27,766 円	55,532 円	83,298 円	
	要介護5	31,408 単位	31,408 円	62,816 円	94,224 円	
1. 1ヶ月ごとの包括料金ですので利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても日割りでの割引または増額はありませぬ。 2. 月途中から登録された場合または月途中で登録を終了された場合には、登録された期日に応じて日割りした料金をお支払いいただく。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、次の日を指します。 3. 「登録日」～利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問(オンコール対応含む)、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とします。 4. 「登録終了日」～利用者当事業者の利用契約を終了した日とします。 5. 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合に利用された場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。 6. 償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。後日、加西市へ償還払いの申請をして下さい。						
◎看護小規模多機能・ 短期利用居宅介護費 (1日あたり)	通い・訪問・宿泊の1日単位の基本費用となります。やむを得ない事由がある場合で、居室に空きがあり、他利用者の支援に支障がない場合にご利用可能となります。 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。(サービスの利用金額は、利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります)					
	(日額料金)	単位数	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
	要介護1	571 単位	571 円	1,142 円	1,713 円	
	要介護2	638 単位	638 円	1,276 円	1,914 円	
	要介護3	706 単位	705 円	1,412 円	2,118 円	
	要介護4	773 単位	773 円	1,546 円	2,319 円	
	要介護5	839 単位	839 円	1,678 円	2,517 円	
*利用日は最大7日(やむを得ない事情がある場合は14日)となる。						
◎各種加算	加算項目		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算 (日)	登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算の自己負担が必要となる。30日を超える入院をされた場合又は他の居宅介護支援事業所を利用された後に再び利用を開始した場合も加算となります。		30 単位	30 円	60 円	90 円
認知症加算Ⅰ (月)	①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催 ④認知症介護指導者研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施		920 単位	920 円	1,840 円	2,760 円

	⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定				
認知症加算Ⅱ (月)	上記(Ⅰ)①～③を満たす場合	890 単位	890 円	1,780 円	2,670 円
認知症加算Ⅲ (月)	日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)に該当する場合は加算となります。	760 単位	760 円	1,520 円	2,280 円
認知症加算Ⅳ (月)	要介護度2に該当し、日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)に該当する場合は加算となる。	460 単位	460 円	920 円	1,380 円
若年性認知症利用者 受入加算 (月)	若年性認知症利用者(40歳以上65歳未満の方)に対して個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供の者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合は加算となります。	800 単位	800 円	1,600 円	2,400 円
口腔・栄養スクリーニ ング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算となります。	20 単位	20 円	40 円	60 円
口腔・栄養スクリーニ ング加算(Ⅱ)	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算となります。	5 単位	5 円	10 円	15 円
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、利用者の口腔機能向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は接触嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって利用者の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に加算となります。	150 単位	150 円	300 円	450 円
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算となります。	160 単位	160 円	320 円	480 円
栄養アセスメント加算	従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。以上3つを満たす場合に加算となります。	50 単位	50 円	100 円	150 円
栄養改善加算	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問する場合は加算となります。	200 単位	200 円	400 円	600 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	(イ)利用者ごとに、施設入所時または利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時または利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。 (ロ)イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成します。 (ハ)利用者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や利用者等ごとの状態について定期的に記録する。 (ニ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、利用者等ごとに褥瘡ケア計画を見直す。以上4つを満たす場合に加算となる。	3 単位	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている事業所等において、利用時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に算定する。	13 単位	13 円	26 円	39 円
排せつ支援加算(Ⅰ)	(イ)排せつに介護を要する利用者等ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なく	10 単位	10 円	20 円	30 円

	とも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用します。 (ロ)イの評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる人について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施します。 (ハ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、利用者等ごとに支援計画を見直す。以上3つを満たす場合に加算となります。				
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に加算となります。	15 単位	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、且つおむつ「使用あり」から「使用なし」に改善している場合、または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合に加算となります。	20 単位	20 円	40 円	60 円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設を退院又は退所するに当たり、事業所の保健師、看護師又は、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時共同指導を行い、退院後又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする場合は2回)加算となります。	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時対応加算	利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、看護師等が訪問看護サービスおよび宿泊サービスを受けようとする者に対して、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問および計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を行う体制にある場合の加算となります。	774 単位	774 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対してサービスを行なう場合に加算される。在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態などに加算となります。	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態などに加算となります。	250 単位	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算	在宅又は事業所で亡くなられた利用者の方に対し、その亡くなられた日及び前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合に「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他の医療及び介護関係者との連携・対応した場合に加算となります。	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円
専門管理加算	以下の場合に加算する。 ①悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者、人工肛門もしくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続もしくは反復して生じている状態にある利用者または人工肛門もしくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書に基づき、認定看護師等が定期的(1月に1回以上)に行うとともに、当該利用者に係る看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行っ	250 単位	250 円	500 円	750 円

	<p>た場合</p> <p>②特定行為に規定する手順書(以下「手順書」)の交付対象となった利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書および手順書に基づき、認定看護師等が定期的(1月に1回以上)に行うとともに、当該利用者に係る看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合</p> <p>a.気管カニューレの交換</p> <p>b.胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換</p> <p>c.膀胱ろうカテーテルの交換</p> <p>d.褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去</p> <p>e.創傷に対する陰圧閉鎖療法</p> <p>f.持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整</p> <p>g.脱水症状に対する輸液による補正</p>				
看護体制強化加算Ⅰ	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定日が属する月の前3月において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が80%以上であること</li> <li>・算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること</li> <li>・算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること</li> </ul>	3,000 単位	3,000 円	6,000 円	9,000 円
看護体制強化加算Ⅱ	<p>【(Ⅰ)のみの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケア加算の算定者1名以上(12ヶ月間)</li> <li>・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること</li> </ul>	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問体制強化加算	<p>訪問介護サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回/月以上の場合であること</li> </ul>	1,000 単位	1,000 円	2,000 円	3,000 円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	<p>認知症の行動や症状が見られ、緊急に短期入所が必要と医師が判断した者に対して短期入所が行われた場合に加算となります。</p>	200 単位	200 円	400 円	600 円
総合マネジメント体制 強化加算(Ⅰ)	<p>個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせるために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有等の取組、また、看護小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含むさまざまな機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を行う。</li> </ul>	1,200 単位	1,200 円	2,400 円	3,600 円
生産性向上推進体制 加算(Ⅰ)	<p>①(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認</p> <p>②見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入している</p> <p>③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている</p> <p>④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う</p> <p>注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能</p>	100 単位	100 円	200 円	300 円
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	<p>①利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に</p>	10 単位	10 円	20 円	30 円

	行っている ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員のうち ①介護福祉士が70%以上配置されている場合 ②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる場合	750 単位	750 円	1,500 円	2,250 円
	※短期利用者/日	25 単位	25 円	50 円	75 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合	640 単位	640 円	1,280 円	1,920 円
	※短期利用者/日	21 単位	21 円	42 円	63 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員のうち ①介護福祉士が40%以上配置されている場合 ②常勤職員60%以上③勤続7年以上の介護福祉士が30%以上いる場合	350 単位	350 円	700 円	1,050 円
	※短期利用者/日	12 単位	12 円	24 円	36 円
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に3月に1回提出すること ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること	40 単位	40 円	80 円	120 円
<b>処遇改善に関する見直しは、令和6年6月から下記のとおり変更となります。</b>					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てること	「基本サービス費」と「加算」の合計金額に 17.7%を掛けた金額			

◎各種減算	減算項目	費用
定員超過利用減算	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	70/100
人員基準欠如減算	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと	70/100
過少サービスに対する減算	登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合 イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。 ロ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれます。 ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定する。	70/100
訪問看護体制減算	次のいずれにも適合すること イ 算定日が属する月の前3月間において指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること	要介護1～要介護3である者については 1月につき 925 単位  要介護3である者については 1月につき 1,850 単位 要介護5である者については 1月につき 2,914 単位
主治医の指示による医療保険の訪問	主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合	要介護1～要介護3である者については 1月につき 925 単位 要介護4である者については

<p>看護を利用する場合</p>	<p>※短期利用者/日 当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合</p>	<p>1月につき 1850 単位 要介護5である者については 1月につき 2941 単位 要介護1～要介護3である者については 1日につき 30 単位 要介護4である者については 1日につき 60 単位 要介護5である者については 1日につき 95 単位</p>
<p>業務継続計画未実施減算</p>	<p>以下の基準に適合していない場合 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる ※ 2025年3月31日までの間、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない</p>	<p>1/100</p>
<p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る ・虐待の防止のための指針を整備する ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く</p>	<p>1/100</p>
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施</p>	<p>1/100</p>
<p><b>介護保険の給付対象とならないサービス</b></p>		
<p>法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとします。利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更する事ができます。また、利用者は利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。</p>		
<p>食事費 (非課税) (1回)</p>	<p>食事の予約・追加は、利用される5日前の17時までにご連絡をお願いします。(上記を過ぎると別メニューとなる)食事のキャンセルは、利用される前々日17時までにご連絡下さい。(上記を過ぎるとキャンセル料が発生する)介護保険入所施設ではありませんので、「介護保険 負担限度額認定証」(食事・居住費の軽減制度)は適応されません。</p>	<p>朝食代 400円/回 昼食代 650円/回 夕食代 650円/回 朝食代(主食なし) 300円/回 昼食代(主食なし) 550円/回 夕食代(主食なし) 550円/回 主食のみ 100円/回</p>
<p>おやつ費 (非課税) (1回)</p>	<p>「通い」利用で希望される利用者に提供します。 ※疾患により、主治医より食事・カロリー制限等のある方は、別途相談。</p>	<p>おやつ代 120円/回</p>
<p>飲物費 (非課税) (1回)</p>	<p>飲み物については、「通い」と「泊り」のに合わせて計算致します。 通いの短時間利用(入浴のみ)や点滴等により水分補給が必要ない場合は不要となります。</p>	<p>(通い利用時) 100円/回 (泊り利用時) 50円/回</p>
<p>宿泊費 (非課税) (1泊)</p>	<p>利用者の心身状況等の都合により、居室が変更となる場合があります。(事前にご相談します) 介護保険入所施設ではありませんので、「介護保険 負担限度額認定証」(食事・居住費の軽減制度)は適応されません。 宿泊代に含まれるもの…ベッド・家具・エアコン付・洗濯代・シーツ代・共益費(電気代・水道</p>	<p>◆第4段階～第13段階以上の方 ◆第1段階～第3段階の方で、下記(A)または(B)の条件を満たさない方 個室(一人部屋)2,500円/泊 二人部屋 2,000円/泊 居住費等利用者負担の軽減制度の対象となる以下の(A)(B)の方は、さらに以下の料金とな</p>

	<p>代等)</p> <p>◆居住費の見直し ※国の居住費の軽減制度の対象となる方(所得段階が第1段階～第3段階で預貯金等が基準額より低い方)については、さらに軽減します。 詳しくは、別紙をご覧ください。</p> <p>通いサービス利用のみの場合は、宿泊室のご用意はありません。 静養用の 体調等の都合により、通いサービスの時間帯に専用居室が必要な場合は、別途ご相談下さい。</p>	<p>ります。</p> <p>(A)加西市に申請して「介護保険負担限度額認定証」をお持ち方 (B)「介護保険料額決定通知書」の所得段階が第1段階～第3段階の方で国の定める軽減制度の預貯金等が基準額より少ない方 ※(A)の申請する条件と同じです。</p> <p>いずれも軽減制度の申込書と上記の(A)または(B)の写しを提出していただき、確認がとれた方は下記の料金となります。</p> <p>◆第1段階・第2段階の方で、上記(A)または(B)の条件を満たす方 個 室(一人部屋)1,500円/泊 二人部屋 1,000円/泊</p> <p>◆第3段階の方で、上記(A)または(B)の条件を満たす方 個 室(一人部屋)2,000円/泊 二人部屋 1,500円/泊</p>
おむつ等の費用 (非課税)	<p>実費相当額 (S・M・L サイズ、性別問わず) ご自宅で使用されている物品をご持参いただく場合は不要です。</p>	<p>紙オムツ 110円/枚 紙パンツ 110円/枚 尿パット 35円/枚 (連続してお泊りされる場合) ゴム手袋一箱 実費 (発熱・咳等の風邪症状がある方) マスク一箱 実費</p>
複写物の費用 (税込)	<p>サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分を負担いただきます。(両面コピーは2枚分となる)</p>	<p>白黒コピー 10円/枚 カラーコピー 30円/枚</p>
レクリエーション・クラブ活動費 (税別)	<p>利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動がある場合に参加していただくことができます。 外出行事等においては、保険に加入いただく場合があります。 その場合は、参加費や材料費、保険料等の実費相当額をいただきます。 (例)材料代・保険代など *利用者ご自宅で使用されている物品等をご持参いただく場合は不要となります。</p>	<p>実 費</p>
日常生活上必要となる諸費用 (税別)	<p>利用者の希望により別途ご用意させていただくものは、実費相当額をお支払いいただきます。 入所施設ではありませんので、ご自宅で過ごされる場合と同じ費用が利用時に別途かかります。(利用者ご自宅で使用されている物品等をご持参いただく場合は不要です)</p>	<p>実 費</p>
理美容 (税別)	<p>利用者の希望により理美容師による出張によるサービスを利用した場合は、実費相当額を直接、訪問理美容事業者にお支払いいただきます。 ※要介護者で理美容店に外向くことが困難(寝たきり等)な方に自宅で理美容サービスが受けられるよう、加西市の出張料の助成制度を紹介します。</p>	<p>実 費</p>
申請代行料 (非課税)	<p>要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。</p>	<p>無 料</p>
実施地域外におけるサービス提供について (税別)	<p>【加西市の方】 市内にお住まいの方は、訪問や送迎にかかる交通費の追加費用はありません。 但し、利用者の入院先の医療機関等が通常の事業の実施地域外(片道1時間以内)にある場合、退院カンファレンス等への参加や面接が必要と判断した場合は実施地域を越えて訪問します。また、それに要した交通費も徴収いたしません。</p>	<p>無 料</p>

	<p>【市外の方】</p> <p>保険者の許可があり、近隣市外での利用が認められる場合、看護小規模多機能居宅介護サービスを利用する場合は、片道 30 分以内の訪問や送迎については、それに要した交通費は徴収いたしません。但し、片道 30 分を超える場合は、超えた距離に応じた交通費を徴収します。</p>	<p>(片道 30 分以内の場合) 無 料</p> <p>(片道 30 分を超える場合) 1Km あたり 30 円(税別)</p>
介護保険給付の支給限度額を超えるサービス	サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません)が必要となります。	看護小規模多機能型居宅介護費の介護度に応じた 10 割負担分および各種加算に応じた 10 割負担分の合計金額(非課税)が実費となります。
「短期利用サービス」の期間を超えるサービス	サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません)が必要となります。	短期利用居宅介護費の介護度に応じた 10 割負担分および各種加算に応じた 10 割負担分の合計金額(非課税)が実費となります。
認定結果が非該当または要支援1・2となった場合の費用	サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません)が必要となります。	要介護1の基本報酬の 10 割負担分(非課税)
エンゼルケア (死後の処置) (税別)	亡くなった後に行う死後処置と死化粧などをまとめてエンゼルケアと呼びます。具体的には、一般的には医療器具を外した後の手当て、治療でできた傷の手当て、身体の清拭、鼻口耳、肛門への脱脂綿詰め、全身の着替え、死化粧などになります。利用者または家族の希望により行う場合は、実費負担となります。	1回あたり 10,000 円(税別)

※個々の利用者様の介護度や心身状態および利用の方法等により、サービス費用が異なります。あらかじめ見積書をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。

※居住費の軽減制度をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。厚生労働省の軽減制度と同じ要件となりますので、そちらの資料もご覧ください。

※事業所の見学が可能です。(発熱等の感染の疑いがない場合)担当者が不在のばあがありますので、事前にご連絡下さい。詳しくは、下記の担当者までお問合せください。

(お問合せ先)

看護小規模多機能えんじゅ

管理者 小西 和弘

介護支援専門員 岡 衣里子

生活相談員 當間 智尋

電話:0790-48-8885

FAX:0790-48-8886